**ラムサール条約の湿地自治体認証（2019-2021）－　募集要項（仮訳）**

１．ラムサール条約の湿地自治体認証に関する決議XII.1oは、地域の人々のための持続可能な社会経済的な恩恵を生むだけでなく、湿地の保全と賢明な利用及び地域的・国際的な協力を推進するための枠組みを正式なものにした。

２．決議XII.1oは、“当認証は、湿地（国際的に重要な湿地を中心とするが、その他の湿地も含む）に隣接し依存する自治体に対して、地域の計画策定及び政策決定において湿地に対する参画・認識・考慮を高める形で、湿地との好適な関係を構築することを推奨するものとなるであろう。”と言明している。

３．決議XII.1oの付属書「ラムサール条約の湿地自治体認証のための枠組み」の第７項は、“湿地自治体認証の候補自治体は、その自治体がある締約国により推薦がなされ、下記の認証手続きを完了した後、認証を受けた湿地自治体として独立助言委員会により承認される。新たに認証された自治体は、当該枠組みで開設された世界湿地自治体ネットワークに加わる。ラムサール条約の湿地自治体としての認証は、その自治体または締約国におけるいかなる法的権利や法的義務を与えることも意図しない。”と言明している。

４．決議XII.1o（第13及び14項）は、締約国が申請書を条約事務局に提出し、同事務局が独立助言委員会に送付するよう要請する。上記付属書の第15.b項によると、申請書は“前締約国会議の閉会から一年以内に”提出されるべきであり、また、第14回締約国会議に向けた認証サイクルは、同項に従って行われることになる。第57回常設委員会決定21は、2019-2021の３年間における手続きのタイムラインについて承認した。

５．条約事務局は、締約国に対して申請書を条約事務局に提出するよう招請し、独立助言委員会（IAC）のレビューのため、申請書を同委員会に転送する。

**認証の過程**

**ステップ１：締約国レベル**

　参加候補自治体は、認証フォームを記入し、2019年12月31日までにラムサール条約管理当局（環境省）に送付する。管理当局は内容を確認し、承認レターを添え、申請書を、2020年3月15日までに、ラムサール条約事務局に送付する。

**ステップ２：ラムサール条約事務局レベル**

条約事務局は、それらを2020年4月15日までに独立助言委員会に転送する。

**ステップ３：独立助言委員会レベル**

独立助言委員会は、受領されたすべての申請書を決議XII.1o に定義された基準に基づき評価し、どの自治体が認証されるべきか、第59回常設委員会の２ヶ月前までに決定する。

*決議XII.1o； 付属文書、基準*

1. *正式に認証されるには、ラムサール条約の湿地自治体認証の候補自治体は、下記の各国際基準を実施するために用いられる国の基準を満たさなければならない。*

*a. 候補自治体は、様々な生態系サービスをその自治体に供給する１つ以上のラムサール条約湿地または他の重要な湿地の全体あるいは一部を、その領域内またはすぐ近くに有する。*

1. *候補自治体は、湿地、及び、生物多様性と水文学的健全性を含む湿地サービスのための保全対策を採用している。*
2. *候補自治体は、湿地再生及び／または管理措置を実施している。*
3. *候補自治体は、管轄下にある湿地について、統合的空間／土地利用計画を策定するための課題及び機会について検討する。*
4. *候補自治体は、例えば、湿地教育施設や案内所を開設して、湿地の価値に関する社会意識を向上させるために地域に適応した情報を配信し、利害関係者による湿地の賢明な利用を推奨している。*
5. *候補自治体は、ラムサール条約の湿地自治体認証に係る申請の提出及び当該認証の下での義務を果たすための適切な措置の実施を支援するため、湿地に関する適切な知識及び経験を有し、利害関係者を代表し、かつ、利害関係者と協働関係にある、ラムサール条約の湿地自治体（認証にかかる）地域委員会を設置している。*
6. *ラムサール条約の湿地自治体認証の基準を満たす例として、下記の取組みがあげられる。*
7. *自治体の管轄域全体における水質、公衆衛生及び管理に関する適切な基準*
8. *ラムサール条約湿地の保全に寄与する持続可能な農業、林業、漁業、水産養殖業、観光業、畜産業の生産システム*
9. *ラムサール条約湿地及び他の重要な湿地に係る社会経済的及び文化的価値の評価、生態系サービスの評価、並びに湿地保全の優良事例*
10. *適当な場合、ラムサール条約湿地及び他の重要な湿地に関係する汚染事故や洪水等の危険に対処する防災計画及び管理計画*

**ステップ４：認証**

独立助言委員会は申請書を検討し、申請のあった自治体を認証するかどうかを決定する。そして、その決定を第59回常設委員会の少なくとも60日前に報告する。

常設委員会は独立助言委員会の報告を検討し、認証された自治体を承認し、締約国会議に送致する。

条約の事務局長は、第14回締約国会議において、ラムサール条約のロゴ入りの、６年間有効な、湿地自治体の認証証書を締約国に提供する。

認証を受けた各湿地自治体の状況は、関連のある締約国のリクエストをもって、６年ごとに、独立助言委員会の検討を受けることができる。

**日程及び締切**

2019年12月31日まで：自治体は、条約の管理当局（環境省）に申請書を送付

2020年3月15日まで：環境省は、完成した申請書を条約事務局に転送

2020年4月15日まで：条約事務局は、独立助言委員会に申請書を転送

第59回常設委員会の２ヶ月前まで：独立助言委員会は、申請書を評価し、それぞれの自治体を認証するか否かを決定。

第59回常設委員会：独立助言委員会は、決定を第59回常設委員会に報告。常設委員会は、それを評価し、承認。

第14回締約国会議：認証された自治体の発表と認証式

**申請書送付先**

条約の管理当局は、条約事務局のメールボックス（**ramsar@ramsar.org**）宛に送付。

※この仮訳の元原稿は下のホームページからダウンロード可能。

https://www.ramsar.org/document/wetland-city-accreditation-of-the-ramsar-convention-call-for-applications